坂井製作所に対し今后要求さるべき待遇改善事項は次の如くである

坂井セイ作所には徒弟だけで四十七名ゐる。東北の凶作地方から未だ小学校を出たばかりの少年である。工場法によれば十六才未満の少年工は十一時間以上就業させることが出来ないことになつてゐるが坂井工場では十三時も酷使してゐる。職人は十時間労働であるから職人が仕事を終へてから尚ほ三時間多く働かさせるから少年工らの不平は甚しい。

年明け契約を履行せず

年明け契約によれば年期終了と同時に二百円を支給することになつてゐるにかかはらずいよいよその時が来ると仕事がよく出来ないとか何んとか理由をつけて二百円を支給すべき処を百円よりやらなかつたといふ実例がある。着類及二百円を支給すべき契約にかかはらず愈々年期が明ける時になれば勝手な理由をつけて百八十円丈けくれて着物はくれないといふ例もある。又百円を呉ふ可き処を五十円より支給せずといふ実例もある。

寄宿舎其他衛生設備の劣悪

四十七名の徒弟を収容すべき寄宿舎は工場の建物の隅ツコにある豚小屋の様な頭のつかへる物置である。そこでは六畳間に十数人を入れたこともある。雨が降れば雨がもるといふ始末だ。便所も食堂も洗面所も風呂場も四畳半位の場所に集つてゐる。夏になると飯の上に便所の蠅がたかつて食ふことが出来ない。便所が一ケ所で名ばかりで後からつかへてゐる程足りないのである。材料の屑やゴミが沢山の様に積まれてゐて足のつく処がない。雨が降ると工場内でも長靴をはかなければ水で仕事が出来ない。徒弟の食料などはお話にならぬ。今や栄養上の問題まで起るであらう。

健康保険証の二重使用問題

健康保ケンに加入せしむべきものを加入せしめず病気等の場合は他人の保ケン証を使用させて治療を受けさせてゐる。氏名や生年月日等を問はれてマゴツイたといふ例もある。かくの如き詐欺的な行為を職工に強要して工場ではこれによつて保ケンの掛金を免かれるといふ脱法行為をやつてゐる。吾々は坂井工場に於ける待遇の劣悪な点を概略指摘した。そこで職工及徒弟の要求を掲げれば次の如くである

職工の要求は

一、昇給は年二回（一回五十銭以上）
一、皆勤手当は一ケ月二日分。
一、残業歩増（午后九時迄二分、十二時迄三分）（徹夜は三日分）
一、他人の保険証を流用せざること。
一、悪職工長及事務員の排斥。
一、工場法及健康保険法の完全なる実施。
一、裏切者の排撃。
一、衛生設備の完備。
一、労働時間は九時間。
一、工場委員会の完全なる自主化。

徒弟の要求は

一、就業時間は職人並（夜業の場合は特別手当）
一、小使銭は倍額。（月二回払）
一、寄宿舎設備の改善。
一、寝具食料の改善。
一、年明け契約の実行。
一、工場法及健康保険法の完全なる実施
一、外出の自由。

関東工联葛飾支部発会式の挙行

一、日時 一九三五年四月二十五日午後七時
一、場所 葛飾区堀切町支部事務所ニ於テ
一、出席 支部員、本部員、足立支部員、

発会式順序

一、開会ノ辞 金井君
一、議長選挙 金井君議長就任
一、祝辞ノ披露 本部 沼山、足立支部 五十嵐 髙橋
一、支部成立経過報告 本部 沼山
一、議案審議
(イ)支部名称ノ件 提案者 橋本君
決定—葛飾支部ト称ス
(ロ)支部規約制定ノ件 提案者 北林君
決定—次回役員会迄工联本部作成ノ原案ヲ審議ノ上採擇スル
(ハ)会費割当ノ件 提案者 森君
決定—本部費十銭、支部費二十銭
(ニ)支部事ム所設置ノ件 提案者 金井君
決定—当分金井君宅ニ置ク
一、役員選挙 選挙結果 省略
一、閉会ノ辞 金井君

労働組合は労働者の城砦である

労働者諸君!! 今回の坂井工場に於ける争ぎは職長の不当解雇が原因となり他の職工が将来同様に不当馘首されるであらうといふ不安から起つたのである。今の世の中に労働者ほど割の悪いものはない。資本家のあてがいぶちで朝から晩までコキ使はれてそれで満足に人間らしい生活することさへ出来ず不幸になれば何時でも資本家の思ふまゝに首にされて失業者となり直ぐ翌日から食ふことさへ出来なくなり労働者が身体をわるくしてまで一生懸命に働いてこの世の中に立派な着物、うまい食物、立派な家や設備などを作り出してゐる。それなのに労働者の生活は汚ない物を着、まずい物を食はなければならない。この不合理と不正義に斗ふために労働者に与へられたものは何かそれは労働組合あるのみ